

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における介護サービス事業所の人材確保による介護サービスの安定的な供給に資するため、初任者研修を修了し、かつ、市内の介護サービス事業所に就業した者に対し、予算の範囲内で上天草市介護職員初任者研修受講料等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (2) 介護サービス事業所 上天草市内に所在する別表に規定するサービスを行う事業所又は同表に規定する施設をいう。
- (3) 介護職員 介護サービス事業所において介護職員として勤務する者をいう。ただし、看護師、准看護師、栄養士、事務員等に専ら従事する者は含まないものとする。
- (4) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 初任者研修を受講し、修了した者
- (3) 初任者研修を修了した日から起算して1年以内に介護サービス事業所に就職し、又は介護サービス事業所に就職後初任者研修を修了した者であって、引き続き3か月以上介護職員として就業したもの。ただし、高等学校等に在学中に初任者研修を修了している場合については、当該高等学校等を卒業した日から1年以内に介護サービス事業所に就職した後、引き続き3か月以上介護職員として就業した者とする。
- (4) 市税等の滞納がない者
- (5) 他の制度により初任者研修に係る費用の助成を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が受講した初任者研修に係る受講料及びテキスト代とし、手数料については対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で1人6万円を上限とし、補助対象経費と比較して低い額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市介護職員初任者研修受講料等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 初任者研修の修了を証する書類の写し
- (2) 就業証明書（様式第2号）
- (3) 受講料等の領収証又はこれに代わるべき書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、就職した日又は初任者研修の修了した日の翌日のいずれか遅い日から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容が適正であるかを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、上天草市介護職員初任者研修受講料等補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、上天草市介護職員初任者研修受講料等補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。